

青梅市吉川英治記念館の指定管理者の指定について

青梅市吉川英治記念館の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定にもとづき、市議会の議決を求める。

令和2年6月8日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

記

- 1 公の施設の名称
青梅市吉川英治記念館
- 2 指定管理者となる団体
東京都江東区大島一丁目9番8号
株式会社フクシ・エンタープライズ
- 3 指定の期間
令和2年7月1日から令和7年3月31日まで